

新居浜市告示第9号

市道の占用の制限について

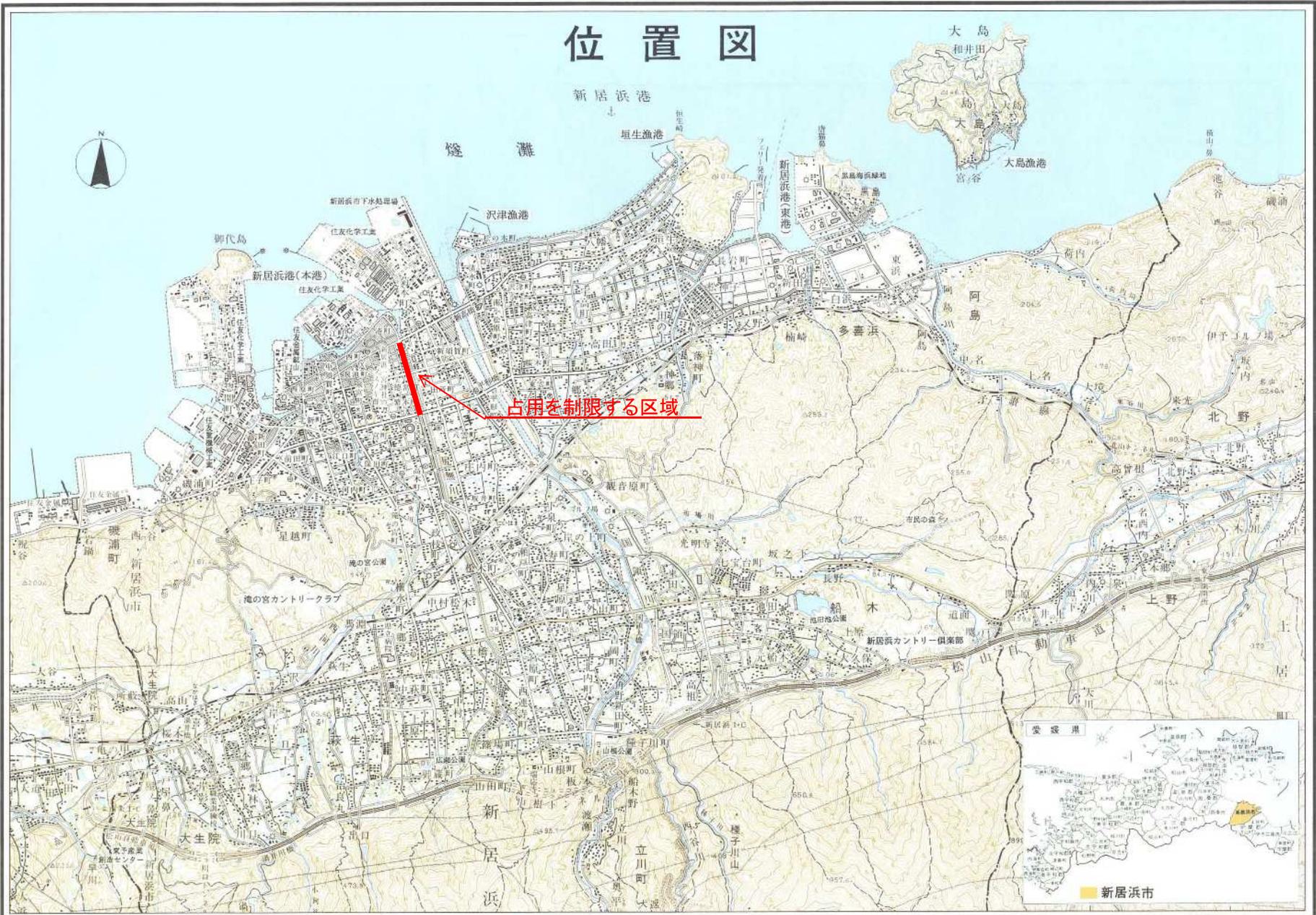
道路法第37条第1項第3号の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたいので、同条第3項の規定により下記のとおり告示する。

令和5年2月15日

新居浜市長 石川 勝行

道路の種類	新居浜市道
路線名	港町繁本東筋線
占用を制限する区域	若水町二丁目455番14地先から繁本町甲720番3地先まで (別添図面参照)
制限の対象とする占有物件	新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和5年3月1日

位置図



この地図の作成に当たっては、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平8四復、第115号)